

災害時における協力体制に関する協定

社会福祉法人岸和田市社会福祉協議会

公益社団法人岸和田青年会議所

災害時等における協力体制に関する協定書

社会福祉法人岸和田市社会福祉協議会（以下「甲」という。）及び公益社団法人岸和田青年会議所（以下「乙」という。）は、災害時における協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、岸和田市内における災害時において、甲が被災者等を対象として支援活動を実施する災害ボランティアセンター（以下、「災害VC」という）を設置・運営する時に乙が迅速かつ効果的に支援を実施できるよう必要な事項を定めることを目的とする。

（連携及び協力）

第2条 災害VCの設置・運営にあたり、乙は甲の要請に応じて次の支援を行う。

- （1） 災害VCが仲介する被災者等を対象としたボランティア活動への参加協力
- （2） 災害VCの運営に係る人員（スタッフ）の派遣
- （3） 災害VCの設置・運営に必要な備品、資材及び機材などの提供、貸与
- （4） その他甲乙が合意した事項

2 前項に定める支援にあたり、甲乙は相互に必要な情報の提供を求めることができる。

（平常時の活動への協力等）

第3条 甲乙は災害時に円滑に連携・協力ができるよう、平常時より連携を図る。

- 2 甲乙は平時において災害VC及び災害ボランティア活動など被災者支援に関する研修、セミナー、訓練等に関する情報の相互提供及び相互に参加推進する取組を行う。
- 3 甲乙は平常時の連携を図るため、年度毎に1回以上情報交換の機会を設ける。また、必要に応じてそれぞれの取組みを共有する機会を設ける。

（経費の負担）

第4条 第1条に定める支援の費用は原則として乙の負担とする。

乙が費用負担することにおいて、特段の調整が必要な場合は、乙は甲に費用負担割合等について協議を申し出ることができる。この場合甲乙は誠実協議を行うこととする。

（保険）

第5条 乙は、本協定に基づく被災者支援活動を行うにあたり、活動参加者をボランティア保険に加入させることとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は本協定に関わり知り得た情報等について他に漏らしてはならない。

(連絡責任者)

第7条 当事者は、本協定締結後速やかに連絡責任者を定め、相手方らに報告する。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。但し、この期間が満了する30日前までに甲乙いずれかが協定を解除する意思表示を行わない時は、さらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが署名押印のうえ各自1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

甲 社会福祉法人 岸和田市社会福祉協議会
会 長 根来 勝

乙 公益社団法人 岸和田青年会議所
理事長 泉本 真宏